

福岡県重度訪問介護従業者養成研修事業実施要綱 新旧対照表

改正後	改正前
<p>1 目的</p> <p>この要綱は、「指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの」（平成18年9月29日厚生労働省告示第538号。以下「告示」という。）の規定に基づき福岡県又は福岡県が指定する事業者が行う重度訪問介護従業者養成研修について定め、重度の肢体不自由者又は重度の知的障がい若しくは精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がい者のニーズに対応した必要な知識、技能を有する重度訪問介護従業者の養成を図ることを目的とする。</p> <p>2 実施主体</p> <p>事業の実施主体は、福岡県又は福岡県が指定する事業者とする。</p> <p>3 受講対象者</p> <p>受講対象者は、原則として、重度訪問介護従業者として従事することを希望する者、従事することが確定している者又は既に従事している者とする。</p> <p>4 研修の内容</p> <p>研修の方法、時間及びカリキュラムは、次のとおりとする。</p> <p>(1) 方法</p> <p>ア 研修は、講義、演習及び実習により行うものとする。</p> <p>なお、講義及び演習については、Web等による対応も可能とする。</p> <p>イ 基礎課程、追加課程及び統合課程における実習施設は、重</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、「居宅介護従業者養成研修等について」（平成19年1月30日付障発第0130001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知。以下「通知」という。）に基づく重度訪問介護従業者養成研修事業（以下「研修事業」という。）について、通知に定めるもののほか、指定の手續その他必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(指定に係る研修課程)</p> <p>第2条 研修事業の指定に係る研修課程は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 重度訪問介護従業者養成研修基礎課程（以下「基礎課程」という。）は、重度の肢体不自由者であって常時介護を要する障害者等に対する入浴、排泄及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに外出時における移動中の介護に関する基礎的な知識及び技術を習得することを目的として行われるものとする。</p> <p>(2) 重度訪問介護従業者養成研修追加課程（以下「追加課程」という。）は、基礎課程において修得した知識及び技術を深めるとともに、特に重度の障害者に対する緊急時の対応等に関する知識及び技術を修得することを目的として行われるものとする。</p> <p>ただし、基礎課程と追加課程を適切な組み合わせにより同時並行的に行われる場合はこの限りではない。</p> <p>(3) 重度訪問介護従業者養成研修統合課程（以下「統合課程」と</p>

度の肢体不自由児者の介護サービス現場において行うものとする。

(2) 研修時間

- ア 基礎課程 10時間
- イ 追加課程 10時間
- ウ 統合課程 20.5時間
- エ 行動障がい支援課程 12時間

(3) カリキュラム

別紙「重度訪問介護従業者養成研修課程カリキュラム」のとおり

5 科目の免除

本研修については、科目免除は適用しない。

6 修了期間

本研修の修了認定のための履修期間は、次のとおりとする。

課程	履修期間
基礎課程	1か月以内に修了することとする。 ただし、やむを得ないと認める場合は、 2か月以内の範囲内で修了することができる。
追加課程	1か月以内に修了することとする。 ただし、やむを得ないと認める場合は、 2か月以内の範囲内で修了することができる。
統合課程	2か月以内に修了することとする。

いう。)は、基礎課程、追加課程及び社会福祉士及び介護福祉士法施行規則附則第4条及び第13条に係る別表第3第1号の研修課程を統合したものとして行われるものとする。

- (4) 重度訪問介護従業者養成研修行動障害支援課程（以下「行動障害支援課程」という。）は、重度の知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する障害者であって、常時介護を要するものにつき、当該障害者が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護並びに外出時における移動中の介護に関する知識及び技術を習得することを目的として行われるものとする。

(事業者の要件)

第3条 知事による研修事業の指定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次の要件をいずれも満たさなければならない。

- (1) 法人であること。
- (2) 研修事業を適正かつ円滑に実施するために必要な事務処理能力及び事業の安定的運営に必要な財政基盤を有すること。
- (3) 研修事業の経理が他の事業の経理と明確に区分され、会計帳簿、決算書類等事業の収支の状況を明らかにする書類が整備されていること。
- (4) 研修事業に係る事務等を行うための事業所が福岡県内に設置されていること。
- (5) 知事から指定の取消しを受けた者でないこと。
- (6) 研修カリキュラムについては、この要綱の別紙1に掲げる各課程のカリキュラムの内容に従い、継続的に毎年1回以上実施

	ただし、やむを得ないと認める場合は、4か月以内の範囲内で修了することができる。
行動障がい支援課程	1か月以内に修了することとする。 ただし、やむを得ないと認める場合は、2か月以内の範囲内で修了することができる。

7 修了の認定

事業の実施主体は、全科目を履修した者に対して修了の認定を行い、修了の認定を行った者に対して、別記様式による修了証明書を交付するものとする。

8 名簿の管理

- (1) 事業の実施主体は、カリキュラムに定める全科目を履修し修了証明書を交付する者について、修了証明書番号、修了年月日、氏名、生年月日等必要事項を記載した名簿を作成し、管理するものとする。
- (2) 福岡県知事（以下「知事」という。）は、事業の実施主体から提出された名簿を適正に管理するものとする。

9 研修の教材

教材は、各課程のカリキュラム内容を網羅し、研修を効果的に実施できるものを使用するものとする。

また、テキストに加え、副読本の活用や視覚教材の活用等を図るものとする。

できること。

ただし、地域性、受講者の希望等を考慮し、又は障害者（児）介護の専門的科目を設置することなどによって、必要な教科及び時間数を追加することは差し支えない。

- (7) 各課程の各教科を教授するにふさわしい知識、技術、資格及び実務経験を有する適切な人材が必要な人数確保されていること。
- (8) 研修を実施するために必要な研修場所及び必要な備品、教材等が確保されていること。
- (9) 実習を行う研修課程については、適切な実習施設との連携により、実習実施計画が定められ、適当な実習指導者の指導が行われること。

2 主たる事業所の所在地が県外にある事業者が、事業者の指定を受けようとする場合は、県内に事業所を設置し、主たる事業所とは別に独立して事業を実施するものと認められるものでなくてはならない。

(学則等)

第4条 次項の指定を受けた事業者（以下「事業者」という。）は、受講希望者に研修内容等を明示するため、少なくとも次に掲げる事項を明らかにした学則（事業概要等）を定めこれを公開するとともに、受講申込者に周知しなければならない。

- (1) 開講目的
- (2) 事業者の名称及び所在地
- (3) 実施課程及び講義の形式
- (4) 研修の名称

10 事業者の指定

知事は、福岡県内において、重度訪問介護従業者養成研修について、事業者の指定を行うこととする。

なお、指定について必要な事項は、本要綱に定めるもののほか別途定める。

附 則 この要綱は、平成27年1月15日から施行する。

附 則 この要綱は、令和2年6月15日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

- (5) 実施場所
- (6) 研修期間及び研修日程
- (7) 研修カリキュラム
- (8) 使用テキスト
- (9) 講師氏名
- (10) 研修修了の認定方法
- (11) 研修欠席者の取扱い
- (12) 受講の取消し
- (13) 修了証明書の交付
- (14) 募集時期及び開講時期
- (15) 受講資格及び受講定員
- (16) 受講手続（募集要綱等。受講決定方法を含む。）
- (17) 受講料及び実習費等
- (18) 研修事業担当部署（問い合わせ先）
- (19) その他研修受講に係る重要事項

（事業者の指定）

第5条 申請者は、事業を開始する2か月前までに、重度訪問介護従業者養成研修事業者指定申請書（様式第1号）に次の書類を添付し、知事に提出するものとする。

- (1) 学則（様式第1号の2）
- (2) 研修日程表（様式第1号の3）
- (3) 講師一覧表（様式第1号の4）
- (4) 演習実施計画（様式第1号の5）
- (5) 演習室の見取図（演習室を事業所とは別に借りる場合には、演習室使用承

諾書を添付すること。)

- (6) 実習施設一覧表 (様式第1号の6)
- (7) 実習施設承諾書 (様式第1号の7)
- (8) 収支予算及び向こう2年間の研修計画・財政計画 (様式第1号の8)
- (9) 定款その他の基本約款 (又は規約、会則等)
- (10) 貸借対照表及び損益計算書 (又は資産状況を記載した書類)
- (11) 修了証明書 (様式第2号) 及び携帯用修了証明書 (様式第3号) の様式

(実施計画)

第6条 事業者が研修を実施する場合は、毎年度、研修開始予定日の2か月前までに、重度訪問介護従業者養成研修事業者実施計画書 (様式第4号) を知事に提出しなければならない。

2 事業者は、事業計画の承認を受けた後でなければ、受講者を募集することはできない。

3 事業者は、承認を受けた事業計画の延期を決定した場合、決定の日から10日以内に重度訪問介護従業者養成研修事業計画延期届 (様式第5号) を知事に提出するものとする。

4 事業者は、承認を受けた事業計画の中止を決定した場合、決定の日から10日以内に重度訪問介護従業者養成研修事業計画中止届 (様式第6号) を知事に提出するものとする。

(研修の方法)

第7条 研修は、講義、演習及び実習により行うものとする。

- 2 研修は、講義、演習及び実習の順により行うものとする。
- 3 基礎課程、追加課程及び統合課程における実習施設は、重度の肢体不自由者の介護サービス現場において行うものとする。

(研修の期間)

第8条 研修期間は、次のとおりとする。

課 程	研 修 期 間
基 礎 課 程	1か月以内に修了することとする。 ただし、やむを得ないと認める場合は、2か月の範囲内で修了することができる。
追 加 課 程	1か月以内に修了することとする。 ただし、やむを得ないと認める場合は、2か月の範囲内で修了することができる。
統 合 課 程	2か月以内に修了することとする。 ただし、やむを得ないと認める場合は、4か月の範囲内で修了することができる。
行 動 障 害 支 援 課 程	1か月以内に修了することとする。 ただし、やむを得ないと認める場合は、2か月の範囲内で修了することができる。

(変更届等)

第9条 事業者は、申請の内容を変更した場合は、変更した日から10日以内に重度訪問介護従業者養成研修事業計画変更届（様式第7号）を知事に提出するものとする。

2 事業者は、当該事業を廃止し、休止し、又は再開した場合は、廃止等をした日から10日以内に重度訪問介護従業者養成研修事業廃止（休止・再開）届（様式第8号）を知事に提出するものとする。

（実施報告）

第10条 事業者は、研修修了後2か月以内に、重度訪問介護従業者養成研修事業実施報告書（様式第9号）に次の書類を添付して知事に提出するものとする。

- （1） 実習実施状況（様式第9号の2）
- （2） 実習修了証明書（様式第9号の3）
- （3） 重度訪問介護従業者養成研修修了者名簿（様式第9号の4）

（研修事業の調査及び指導）

第11条 知事は、必要があると認めるときは、その事業者に対して、必要と認める事項の報告を求め、又は事業者の同意を得て実地に調査することができる。また、事業の実施等に関して必要と認めるときは、その事業者に対して是正又は改善を求めることができる。

2 知事は、前号に定める是正又は改善が認められるまで、研修事業の中止を求めることができる。

（指定の取消し）

第12条 知事は、事業者が次のいずれかに該当するときは、指定を取り消すことができる。

- （1） 第3条に掲げる事項に適合しなくなったとき
- （2） 指定申請、実施計画、変更届又は実施報告等に虚偽を認めたとき

(3) 前条の報告の徴収、実地の調査又は是正改善の指示に従わないとき

(4) 研修事業を適正に実施することができないと認められるとき

(修了の認定及び証明書の交付等)

第13条 事業者は、研修の講義、演習又は実習について、カリキュラムを修了した者を研修修了者として認定する。

2 事業者は、受講者に全てのカリキュラムを受講させるため、受講日程等に十分配慮するものとする。

3 事業者は、研修修了者に対し、修了証明書（様式第2号）及び携帯用修了証明書（様式第3号）を交付しなければならない。

4 事業者は、修了証明書の交付を受けた者から紛失等による再交付の申し出があった場合は、修了証明書の再交付をするものとする。

5 事業者は、修了証明書の交付を受けた者から修了証明書の記載事項の変更による書き換えの申し出があった場合は、修了証明書の書換交付をするものとする。

6 前号の規定により修了証明書に書換交付を行った事業者は、書換交付をした者の重度訪問介護従業者研修修了者名簿（様式第9号の5）を速やかに知事に提出しなければならない。

7 知事は、研修修了者について、修了証明書番号、修了年月日、修了研修課程、修了者の氏名、生年月日、住所、電話番号等を記載した重度訪問介護従業者名簿を作成し、管理するものとする。

(関係書類の保存)

第14条 事業者は、事業の実施に係る関係書類を備え、事業の終了する年度の最後の日から5年間保存しなければならない。

2 事業者は、書類の管理にあたっては、安全かつ適正な措置を講じなければならない。

(留意事項)

第15条 事業者は、研修事業の実施にあたり、安全の確保、事故の防止等について、必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、知り得た受講者等に係る個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。また、本人に係る個人情報の内容の開示請求があったときは、その機会を提供するよう努めなければならない。

3 事業者は、受講者が実習等において知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用することのないよう、必要な措置を講じなければならない。

4 事業者は、研修の実施に当たっては、テキストに加え、副読本の活用や視聴覚教材の活用等を図るものとする。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、事務の取扱いに関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年1月15日から施行する。

